

## 申請に対する処分

処分名	一部負担金の減免認定
根拠法令	国民健康保険法第44条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

### 1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主

申請の方法

「国民健康保険一部負担金減免申請書」に減免・減額等に該当する理由がわかる書類を添付して、被保険者が療養の給付を受ける前に申請する。

認定の要件

災害（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第27号に規定する災害をいう。）により世帯主が死亡し、若しくは障害者となり、又は世帯主が所有し、かつ、居住する住宅が重大な損害を受けたことにより、生活が著しく困難となった場合

### 2 標準処理時間

7日から30日までの間